



愛媛県
HACCP
自主衛生管理
認証施設

食の安全・安心
このハートマークが目印です

愛媛県HACCP制度 (愛媛県食品自主衛生管理認証制度)

愛媛県では、HACCPの手法を取り入れて、自主的に高度な衛生管理を行っている食品営業施設を認証します。
このハートマークは、県から認証を受けた施設や商品等に表示できます。

平成23年10月から対象業種を「食品衛生法の営業許可を要する製造業」(24業種)へ拡大しました。

1 制度の目的

HACCPの手法を取り入れ、自主的に一定水準以上の衛生管理を行う食品営業施設を県が認証することで、営業者の衛生管理を推進し、異物混入や食中毒などの事故を未然に防止するなど、食の安全安心を確保します。

2 対象施設

食品衛生法の営業許可を要する製造業（24業種）

H22.10.1～：菓子製造業

H23.10.1～：あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、冰雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業

3 認証の有効期間

3年

4 認証に関する手数料

無料

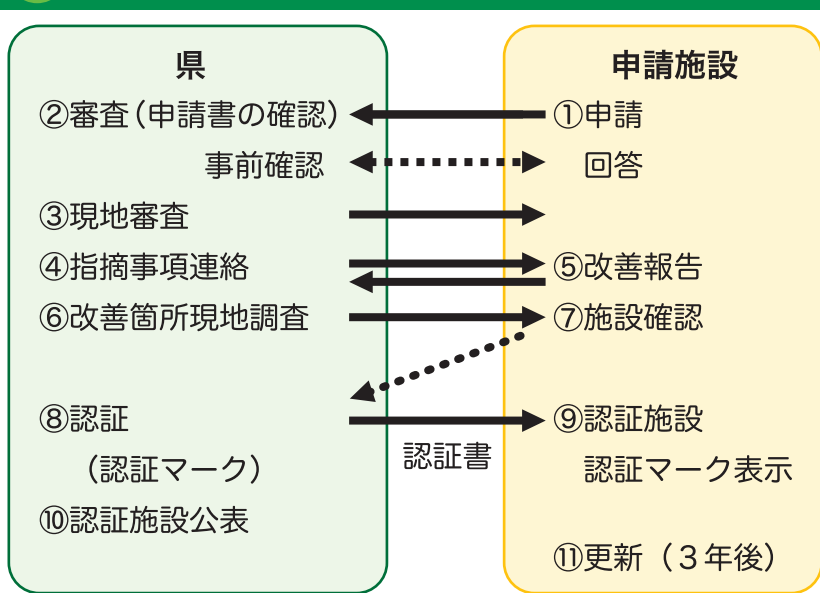
5 認証マークの表示

認証を受けた営業者は、認証マークを施設や商品等に表示することができます。

6 認証の基準

管理運営基準	<ul style="list-style-type: none">● 衛生管理の組織体制の確立及びそれらの書類の作成● 一般的衛生管理基準項目（施設設備等の衛生管理・保守点検、従事者の衛生管理・衛生教育など）に必要な手順書の作成
HACCPプランに関する基準	<ul style="list-style-type: none">● 施設で製造される全品目の一覧表の作成● 申請品目について、HACCPプランに関する書類の作成

7 認証の流れ



※申請は、施設の所在地を管轄する保健所（松山市の施設は、県庁薬務衛生課）

8 お問い合わせ先

愛媛県保健福祉部
健康衛生局 薬務衛生課

〒790-8570
松山市一番町4丁目4-2
(TEL)089-912-2395
(FAX)089-912-2389
(MAIL)yakumueisei@pref.ehime.jp

県の各保健所

保健所名	TEL
四国中央保健所	0896-23-3360
西条保健所	0897-56-1300
今治保健所	0898-23-2500
松山保健所	089-941-1111
八幡浜保健所	0894-22-4111
宇和島保健所	0895-22-5211

詳細は、「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」をご覧ください。
県HP (<http://www.pref.ehime.jp/>) 内で **食の安全安心** で検索できます。

